

(存続期間の特例)
第六十八條の三十六 前条に規定する商標権の存続期間は、当該出願に係る国際登録の国際登録の日(当該国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日)から十年をもつて終了する。

2 前項に規定する商標権の存続期間については、第十九条第一項の規定は、適用しない。
(登録異議の申立ての特例)
第六十八條の三十七 旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録については第四十三條の二の規定の適用については、同条中、商標登録」とあるのは、商標登録(旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録)にあつては、もとの国際登録に係る商標登録について登録異議の申立てがされることなくこの条に規定する期間を経過したものを除く、とする。

(商標登録の無効の審判の特例)
第六十八條の三十八 第六十八條の三十二第一項又は第六十八條の三十三第一項の規定による商標登録出願に係る商標登録についての第四十六條第一項の審判については、同項中、次の各号の一に該当するとき、とあるのは、次の各号の一に該当するとき又は第六十八條の三十二第一項若しくは第六十八條の三十三第一項若しくは第六十八條の三十二第二項各号(第六十八條の三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反してされたとき、とする。

第六十八條の三十九 旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録についての第四十七條の規定の適用については、同条中「請求することができる」とあるのは、「請求することのできなない。商標権の設定の登録の日から五年を経過する前であつても、旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録については、もとの国際登録に係る商標登録について本条の規定により第四十六條第一項の審判の請求ができなくなつているときも、同様とする。」とする。

第七十六條第一項中第七号を第十一号とし、第三号から第六号までを四号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の四号を加える。
三 第六十八條の二の規定により特許庁長官に国際登録出願をする者
四 第六十八條の四の規定により特許庁長官に事後指定をする者

五 第六十八條の五の規定により特許庁長官に国際登録の存続期間の更新の申請をする者
六 第六十八條の六の規定により特許庁長官に国際登録の名義人の変更の記録の請求をする者

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)
第六條 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「又は「審査官」を、「審査官」又は「審判書記官」に、又は審査官」を、「審査官又は審判書記官」に改める。
第四條第一項中「特許等関係法令に規定する特許庁長官が指定する職員」を、「審判書記官」に、「又は審査」を、「若しくは判定又は判定若しくは特許異議の申立て若しくは登録異議の申立て」に改める。
第五條第二項及び第五項中「職員」の下に「又は審判書記官」を加える。
第十二條第一項第二号中「第七十一條第一項」の下に(同法第六十八條の二十七において読み替えて適用する場合を含む。)を加える。

附則
(施行期日)
第一條 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一條中特許法第七條第一項の表の改正規定及び同法第六十八條に二項を加える改正規定、第二條中実用新案法第三十一條第一項の表の改正規定及び同法第四十條に二項を加える改正規定並びに次条第十項、附則第三條第六項及び附則第七條から第十二條までの規定、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日
二 第五條の規定並びに附則第六條、第十六條及び第十七條の規定、標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書が日本国について効力を生ずる日
三 第六條中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二條第一項第二号の改正規定、平成十三年一月一日

四 第一條中特許法第四十六條第一項にただし書を加える改正規定、同条第二項の改正規定及び同法第四十八條の三第一項の改正規定並びに次条第三項及び第四項の規定、平成十三年十月一日
(特許法の改正に伴う経過措置)
第二條 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願に係る発明の新規性の要件については、その特許出願について査定又は審判が確定するまでは、なお従前の例による。

2 この法律の施行後にされた特許出願であつて、特許法第四十四條第二項(同法第四十六條第五項及び実用新案法第十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定により施行前にしたものとみなされるものについては、第一條の規定による改正後の特許法(以下「新特許法」という。)第四十四條第四項(新特許法第四十六條第五項及び実用新案法第十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。
3 前条第四号に掲げる規定の施行に用いた実用新案登録出願若しくは意匠登録出願に係る出願の変更については、新特許法第四十六條第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
4 前条第四号に掲げる規定の施行の際現に特許庁に係属している特許出願に係る出願審査の請求については、新特許法第四十八條の三第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
5 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許権の存続期間の延長登録の出願については、その延長登録の出願についての査定又は審判が確定するまでは、なお従前の例による。
6 特許法第六十七條第二項の政令で定める処分を受けることが必要であるために特許発明の実施をすることが二年に満たない期間でできなかった者は、この法律の施行の日前三月以後に当該処分を受けたときは、特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができ。

7 この法律の施行前に求められた特許発明の技術的範囲についての判定については、なお従前の例による。
8 新特許法第四章第二節(新特許法第六十五條第五項において準用する場合を含む。)の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、第一條の規定による改正前の特許法(以下「旧特許法」という。)第四章第二節の規定により生じた効力を妨げない。

9 新特許法第五條の三の規定は、この法律の施行前に、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。
10 前条第一号に定める日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料(旧特許法第九條の規定によりその納付が猶予されたものを含む。)については、新特許法第九條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

11 この法律の施行前に特許をすべき旨の査定又は審判の謄本の送達があつた特許出願に係る特許料の減免又は猶予については、新特許法第九條の規定にかかわらず、なお従前の例による。
12 この法律の施行前にした特許出願に係る特許料については、なお従前の例による。
13 この法律の施行前に請求された特許異議の申立て若しくは特許法第二百二十三條第一項の審判又は確定した取消決定に対する再審における明細書又は図面の訂正については、新特許法第二百二十三條の四第三項(新特許法第七十四條第一項において準用する場合を含む。)及び新特許法第二百三十四條第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

14 国際特許出願であつてこの法律の施行前に国際公開がされたものについての新特許法第八十四條の十第一項の規定の適用については、同項中「国際公開があつた後」とあるのは、「国際公開があつた後(優先日から一年六月を経過する以前に国際公開があつたときは、優先日から一年六月を経過した時又は特許法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十一号)の施行の時のいずれか早い時の後)」と、特許権の設定の登録前に、外国語特許出願」とあるのは、特許権の設定の登録前(優先日から一年六月を経過する以前に国際公開がされた国際特許出願)については、優先日から一年六月を経過した時又は特許法等の一部を改正する法律の施行の時のいずれか早い時の後特許権の設定の登録前に、外国語特許出願」とする。